

岬町学童保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 1 日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第 1 8 号

岬町学童保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岬町学童保育に関する条例施行規則（平成 1 6 年岬町規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
-----	-----

様式第 1 号（第 3 条関係）

(表)

様式第 1 号（第 3 条関係）

学 童 保 育 利 用 申 請 書

年 月 日

岬 町 長 宛

保護者 住所

氏名

電話

学童保育の利用を下記のとおり申請します。

記

学童保育室名	(淡輪 ・ 深日) 学童保育室	学校名	小学校
ふ り が な		生年 月日	年 月 日生 (年 (新学年))
児 童 氏 名		性別	男 ・ 女
ふ り が な		生年 月日	年 月 日生 (年 (新学年))
児 童 氏 名		性別	男 ・ 女
ふ り が な		生年 月日	年 月 日生 (年 (新学年))
児 童 氏 名		性別	男 ・ 女
住 所	〒 岬町	電話	
保 護 者 氏 名	(1) (2)	続柄 () 続柄 ()	
勤 務 先	(1) 名称 住所 (2) 名称 住所	電話 電話	
緊 急 連 絡 先 (携帯電話等) ※ 2 箇所以上必須	① - - () ③ - - () ② - - () ④ - - ()		
利用希望期間	☐ 通年利用 (利用開始日： 年 月 日)		
	☐ 長期休業期間のみ (4 月 ・ 7 月 ・ 8 月 ・ 1 2 月 ・ 1 月 ・ 3 月)		
利用希望時間	小学校登校日 授業終了時 ～ 時 分まで 小学校休業日 時 分 ～ 時 分まで 土曜日利用の有無 有 ・ 無		
兄弟姉妹の利用 申請の有無	有 (年生 年生) ・ 無	申請理由	

(裏面に続く)

様式第 1 号（第 3 条関係）

(表)

様式第 1 号（第 3 条関係）

学 童 保 育 利 用 申 請 書

年 月 日

岬 町 長 宛

保護者 住所

氏名

電話

学童保育の利用を下記のとおり申請します。

記

学童保育室名	(淡輪 ・ 深日) 学童保育室	学校名	小学校
ふ り が な		生年 月日	年 月 日生 (年 (新学年))
児 童 氏 名		性別	男 ・ 女
ふ り が な		生年 月日	年 月 日生 (年 (新学年))
児 童 氏 名		性別	男 ・ 女
ふ り が な		生年 月日	年 月 日生 (年 (新学年))
児 童 氏 名		性別	男 ・ 女
住 所	〒 岬町	電話	
保 護 者 氏 名	(1) (2)	続柄 () 続柄 ()	
勤 務 先	(1) 名称 住所 (2) 名称 住所	電話 電話	
緊 急 連 絡 先 (携帯電話等) ※ 2 箇所以上必須	① - - () ③ - - () ② - - () ④ - - ()		
利用希望期間	☐ 通年利用 (利用開始日： 年 月 日)		
	☐ 長期休業期間のみ (4 月 ・ 7 月 ・ 8 月 ・ 1 2 月 ・ 1 月 ・ 3 月)		
利用希望時間	小学校登校日 授業終了時 ～ 時 分まで 小学校休業日 時 分 ～ 時 分まで 土曜日利用の有無 有 ・ 無		
兄弟姉妹の利用 申請の有無	有 (年生 年生) ・ 無	申請理由	

(裏面に続く)

(裏)						
家族構成	氏 名	続 柄	年 齢	職 業	事由	帰宅時間
						時 分頃
						時 分頃
						時 分頃
						時 分頃
						時 分頃

※児童の父及び母については、「事由」欄に下記＜事由一覧＞から該当するものを①～⑥で
ご記入ください。

<事由一覧>		
事 由	内 容	備 考
① 就労（自営含む）	労働により１３時３０分以降家庭にいない状態が概ね１週（日曜日を除く）のうち３日以上あり、かつ１ヶ月以上継続する場合	
② 就労（自営含む） （長期休業期間月 限定利用）	労働により昼間家庭にいない状態が概ね１週（日曜日を除く）のうち３日以上あり、かつ１ヶ月以上継続する場合	4・7・8・12・1・3 月のみ利用可能
③ 出産	妊娠中または産後間もない場合 出産予定日から８週間後の翌日の属する月末を起算日として４か月前から入室することができる。	
④ 疾病・障がい 介護・看護	病気、負傷、精神若しくは身体に障がい有する場合もしくは同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護している場合	
⑤ 就学 （職業訓練含む）	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）により１３時３０分以降家庭にいない状態が概ね１週（日曜日を除く。）のうち３日以上あり、かつ、その１か月以上継続する場合	
⑥ 災害復旧	震災、風水害、火災、その他の復旧を行っている場合	

※ 町 記 入 欄	
文書番号	母子支第 号
入室決定	許可 ・ 却下 （ 淡輪 ・ 深日 学童保育室）
減免	申請あり ・ 申請なし なし ・ 非課税 ・ 均等割 ・ 生保 ・ 兄弟
保育料等	(5,200・2,600・0) ＋ 1,600 ＝ (6,800・4,200・1,600)
入力確認	口基 □消 □保
備考	

(裏)						
家族構成	氏 名	続 柄	年 齢	職 業	事由	帰宅時間
						時 分頃
						時 分頃
						時 分頃
						時 分頃
						時 分頃

※児童の父及び母については、「事由」欄に下記＜事由一覧＞から該当するものを①～⑥で
ご記入ください。

<事由一覧>		
事 由	内 容	備 考
① 就労（自営含む）	労働により１３時３０分以降家庭にいない状態が概ね１週（日曜日を除く）のうち３日以上あり、かつ１ヶ月以上継続する場合	
② 就労（自営含む） （長期休業期間月 限定利用）	労働により昼間家庭にいない状態が概ね１週（日曜日を除く）のうち３日以上あり、かつ１ヶ月以上継続する場合	4・7・8・12・1・3 月のみ利用可能
③ 出産	妊娠中または産後間もない場合 出産予定日から８週間後の翌日の属する月末を起算日として４か月前から入室することができる。	
④ 育児休業	育児休業取得前にすでに学童保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合 育児休業期間の開始日から終了日の属する月の月末まで入室することができる。	
⑤ 疾病・障がい 介護・看護	病気、負傷、精神若しくは身体に障がい有する場合もしくは同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護している場合	
⑥ 就学 （職業訓練含む）	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）により１３時３０分以降家庭にいない状態が概ね１週（日曜日を除く。）のうち３日以上あり、かつ、その１か月以上継続する場合	
⑦ 災害復旧	震災、風水害、火災、その他の復旧を行っている場合	

※ 町 記 入 欄	
文書番号	母子支第 号
入室決定	許可 ・ 却下 （ 淡輪 ・ 深日 学童保育室）
減免	申請あり ・ 申請なし なし ・ 非課税 ・ 均等割 ・ 生保 ・ 兄弟
保育料等	(5,200・2,600・0) ＋ 1,600 ＝ (6,800・4,200・1,600)
入力確認	口基 □消 □保
備考	

附 則
この規則は、令和８年８月１日から施行する。